

京都市消防局訓令乙第17号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防水災警防規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第10条の表中

- (1) 本市の市域（以下「市域」という。）に大雨、洪水、暴風雨等に関する気象注意報が発令された場合において、局本部長が水災が発生するおそれがあると認めたとき。
- (2) 市域に大雨、洪水、暴風雨等に関する気象警報（以下「警報」という。）が発令されたとき。
- 市域に警報が発令され、かつ、小規模な水災が発生した場合において、局本部長が必要と認めたとき。

を

本市の市域（以下「市域」という。）に大雨及び洪水に関する気象注意報が発令されたとき。

市域に大雨、洪水、暴風雨等に関する気象警報（以下「警報」という。）が発令され、かつ、小規模な水災が発生した場合において、局本部長が必要と認めたとき。

に改める。

第11条の表水災警戒警防態勢の項に次のただし書を加える。

ただし、市域に警報が発令された場合において、局本部長が必要と認めたときは、局水災警防本部の一部を増強するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)